

令和 3 年 6 月 14 日現在

機関番号：14602

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01218

研究課題名(和文) 帝政ロシア統治期中央アジアにおけるイスラーム法とロシア法

研究課題名(英文) Islamic Law and Russian Law in Central Asia under Russian Rule

研究代表者

矢島 洋一 (Yajima, Yoichi)

奈良女子大学・人文科学系・准教授

研究者番号：60410990

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、帝政ロシア統治期(19世紀後半～20世紀初頭)中央アジアにおけるイスラーム法とロシア法の並立関係の様相を、ウズベキスタン共和国中央国立文書館に所蔵される法廷記録から明らかにすることを目的とする。ロシア法廷において扱われたムスリム関係の案件からは、当時二つの法体系は単純にムスリムとロシア人にそれぞれ適用されていたのではなく、より複雑な関係を持っていたことがわかる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、これまでほとんど利用されることがなかった未公刊の法廷資料を用いて帝政ロシア統治期中央アジアにおける司法の複雑な様相に迫ったものであり、中央アジア法制史に新たな研究領域を開拓するものである。またイスラーム法とロシア法との関係を考察した本研究の成果は、イスラーム法と近代法との相克という、現代のイスラーム世界が直面している問題を考える上でも示唆を与え得ると思われる。

研究成果の概要(英文)：This study aims at clarifying the coexistence of Islamic and Russian law in Central Asia under Russian rule (the second half of the 19th century to the early 20th century) through the investigation of court records preserved at the National Archives of the Republic of Uzbekistan. The cases concerning Muslims in the Russian court tell that at that time the two legal systems were not simply applied to Muslims and Russians respectively, but had a more complex relationship.

研究分野：中央アジア史

キーワード：中央アジア イスラーム法 ロシア法

1. 研究開始当初の背景

帝政ロシアは19世紀後半までに清朝領域を除く中央アジアほぼ全域を征服し、その一部を「トルキスタン地方」として帝国に併合した。その結果、それまでイスラーム法が支配していた中央アジアにロシア法が移入されることになったが、ロシアはイスラーム法に基づく伝統的なカーディー法廷も「民衆法廷」の名称のもとに存続を許した。その管轄領域はトルキスタン地方統治規程によって定められ、帝政ロシア統治下の中央アジアではイスラーム法とロシア法の「棲み分け」が行われることになった。

しかし実際には、イスラーム法廷 = 民衆法廷が出した判決がロシア法廷によって破棄されるなど、両者にまたがる案件も少なくなかった。また、殺人・強姦など重犯罪についてはムスリムであっても初めからロシア法廷で裁かれることになっていた。そのため、当時のイスラーム法とロシア法との並立関係を理解するには、法規定ばかりでなく実際の裁判事例を検討する必要がある。その問題意識が本研究の出発点である。

2. 研究の目的

本研究は上記のような関心から、帝政ロシア統治期のトルキスタン地方におけるイスラーム法とロシア法の並立関係の実態を、イスラーム法廷とロシア法廷のそれぞれの裁判記録を検討することを通じて明らかにすることを目指す。

筆者は既に当該テーマについての研究を進めており、引用文献 において両法廷をつなげる上訴制度の構造について明らかにし、さらに引用文献 においてイスラーム法廷の管轄領域がロシア法廷によって侵食されていく様子を描いた。本研究は、(1)より多くの裁判事例を集めることで両法廷の関係についてより包括的に検討すること、(2)特に、ロシア法廷におけるムスリムを当事者とする裁判について検討すること、の二点を目的とする。

3. 研究の方法

(1) 上述の裁判記録の多くは、現在ウズベキスタン共和国中央国立文書館に所蔵されている。本研究では、現地文書館に備え付けの目録から関連する資料をピックアップして資料請求し、内容を把握したうえで複写を入手するとともに、関連案件のリストアップを行う。

(2) それらの裁判記録から、イスラーム法とロシア法がいかに現地ムスリムに適用されていたかについて考察する。

4. 研究成果

(1) ウズベキスタン共和国中央国立文書館において、サマルカンドのロシア法廷におけるイスラーム法廷へのプロテスト(異議申し立て)の事例と、ロシア法廷におけるムスリムを被告とする裁判の事例について資料調査を行い、一部の事例については複写を入手した。

ただし、調査期間の一部が同文書館の臨時休館日と重なったり、最終年度は新型コロナウイルスの影響により調査そのものができなかったため、予定していた分量の資料収集はできなかった。それらの資料については今後とも調査を継続する予定である。

(2) 今回新たに収集した裁判記録のうち、特にロシア法廷におけるムスリムを当事者とする案件についての調査を重点的に行った。

トルキスタン地方統治規程においては、ロシア統治に対する反抗や、「生命・健康・自由・名誉を害する」犯罪、すなわち「殺人、傷害致死、強姦、不法な拘束・監禁」等はムスリムが当事者であってもロシア法廷で扱われることが定められている。実際、ロシア法廷記録には、ムスリムに関わる殺害(убийство)、自殺(самоубийство)、強姦(изнасилование)、少女暴行(растление)などの案件が数多く見られる。

たとえば1890年のサマルカンド州法廷(フォンド番号310)におけるムスリム関係案件としては以下のものがある(数字は同フォンド内の文書番号)。

- 599 ドゥシンバイ・ムハメトカリモフの自殺。
- 608 ホジャアフラル郷ダムアリク村住民イスハクの自殺。
- 611 カツタクルガン住民イルガシュ・サヒブバエフの自殺。
- 613 タシュムラト・ガイブナザロフが妻タシュグル・ムハメトアズィモヴァに傷害。
- 618 タガイ・ジャニベコフが妻カリファを殺害。
- 638 ジャン・ファイズツラエフが妻ナスヴァリ・バイムラトヴァを殺害。
- 647 ハイダル・ハサノフが兄弟トゥラクル・ハサノフを殺害。
- 654 タフタムラト・ラヒモフがツマルフサトアイ・ファイズバエヴァを殺害。

うち例えば618番は夫婦間殺人事件である。夫婦は普段から争いが絶えず、夫が「もうお前を

殺したい」とぼやいたり、妻は「刺したいなら刺すがいい」と言ったりするなど物騒な言い合いをしていた。夫は妻が愛人をもっていることをも疑っており離婚したがっていたが、妻は承知しなかった。ある日とうとう夫は刃物で妻に切りつけた上で絞殺してしまった。

647番は兄弟間殺人事件で、収穫物を勝手に売り払ったことを父親に告げ口されることを恐れた男が兄弟を鈍器で撲殺したものである。

法廷記録には、医師による検視結果や死因についての所見、被告人の供述や発見者・目撃者の証言などが含まれる。調書からは、ロシア法においてどの罪に当たるのかを意識した取り調べをしていたことがうかがえる。それらの法廷記録からは、ロシア法が部分的にムスリム社会にも適用されていたこと、イスラーム法とロシア法の関係は単純な棲み分けではなかったことが分かる。また法廷記録は当時の日常生活を生々しく伝える情報に満ちており、法制史研究ばかりでなく社会史・家族史研究などにも極めて有益な情報を提供すると思われる。

ただし以上の考察は典型例と思われるサンプルに基づくものにすぎず、当時の法と社会についてより詳しく検討するには法廷記録のより包括的な分析、すなわち本研究の調査によってリスタアップしたムスリム案件のすべてを検討対象とすることが必要である。また、民衆法廷記録にはユダヤ人など非ムスリムが関わる案件も含まれており、マイノリティ研究の観点もひとつようである。それらの検討は今後の課題としたい。

<引用文献>

矢島洋一「ロシア統治下トルキスタン地方の審級制度」堀川徹・大江泰一郎・磯貝健一（編）『シャリーアとロシア帝国 近代中央ユーラシアの法と社会』臨川書店、2014、166-187、xxiii-xxvi 頁

YAJIMA Yoichi, “Russian Supervision over Islamic Courts in Early Twentieth-Century Samarqand,” *Annals of Japan Association for Middle East Studies* 32/2, 2017, pp. 21-32.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 矢島洋一	4. 巻 62/1
2. 論文標題 大塚修著『普遍史の変貌：ペルシア語文化圏における形成と展開』	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 オリエント	6. 最初と最後の頁 50-55
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 矢島洋一	4. 巻 64
2. 論文標題 トゥグルク・テムルとモグール・ウルス	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 寧楽史苑	6. 最初と最後の頁 50-60
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 矢島洋一
2. 発表標題 トルキスタン地方のロシア法廷におけるムスリム家族関係訴訟
3. 学会等名 第12回近代中央ユーラシア比較法制度史研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 矢島洋一
2. 発表標題 ヒヴァのテュルク語ファトワー文書
3. 学会等名 第18回中央アジア古文書研究セミナー
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 矢島洋一
2. 発表標題 中央アジアのカーディー印
3. 学会等名 第17回中央アジア古文書研究セミナー
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------